

税務・人事労務ワンポイント (382)

マイナンバー

税理士 嶋 賢治

う金融機関に対し義務付けることを決定しました。

ただし要請に応じることがどうかは口座開設者の任意とし、個人に対する「ひも付け義務化」は見送りしました。

このようにマイナンバーに対する国民の不信感は相当強いものがあります。そのような状況の中でも「行政のデジタル化」の名のもと、税務署と銀行をオンラインでつなげる実験を行い、税務署員の机上のパソコンで納税者の預金の閲覧ができる準備を始めています。

現行の「国税通則法」では、税務署員が納税者の預金を見るためには、厳格なルールの下での手続きが必要で、簡単に見ることができない仕組みになっています。オンラインで結ぶとは、少しでも疑問があれば直ちに納税者の預金にたどり着ける

政府は国民のすべての預金口座にマイナンバーをひも付けたがっています。目的は納税者の財産を把握することにより、少しでも多くの税収を確保することにあります。

マイナンバーに対する国民の根強い反対の中、昨年12月政府は預金口座とマイナンバーのひも付けに關し、口座開設者にマイナンバー提供を要請するよ

ということ、行政にとつては便利でも、納税者にとつては大変な問題です。

カードを健康保険証や運転免許証としても使えるなど政府はその利便性のみを強調しますが、一方で情報の漏洩の可能性が指摘されるなどセキュリティは完全とは言えません。保険証や免許証がわりにマイナンバーカードを持ち歩くことは、将来的には個人の財産を含むあらゆるプライバシーを内包するカードを持ち歩くことで、いわば現在の実印を日常的に持ち歩くことと同じです。

憲法は個人のプライバシーを最大限尊重する法体系になっています。

だから行政である公務員は私たち納税者の奉仕者でありそのプライバシーには最大限尊重する義務があります。それなのに近頃はその法律を無視して、行政が国民の上に立つ傾向が強まっています。

このような時こそ、私たちの経営とプライバシーを守るため、今一度「日本国憲法」13条で保障される「自己情報コントロール権」をしつかり見据える必要がありそうです。

人事労務管理 何でも相談

本紙同封の質問用紙をご利用ください。
FAX: 095-825-3893

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/

※無断転載禁止